

新潟県条例第28号

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例（平成27年新潟県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																																																					
<p>民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 村</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>561人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田市</td> <td>185人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td>178人</td> </tr> <tr> <td>燕市</td> <td>129人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上越市</td> <td>437人</td> </tr> <tr> <td>阿賀野市</td> <td>101人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胎内市</td> <td>73人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市 町 村	定 数	長岡市	561人	(略)		新発田市	185人	(略)		村上市	178人	燕市	129人	(略)		上越市	437人	阿賀野市	101人	(略)		胎内市	73人	(略)		<p>民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 村</th> <th>定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市</td> <td>555人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田市</td> <td>182人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td>177人</td> </tr> <tr> <td>燕市</td> <td>127人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上越市</td> <td>430人</td> </tr> <tr> <td>阿賀野市</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胎内市</td> <td>72人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市 町 村	定 数	長岡市	555人	(略)		新発田市	182人	(略)		村上市	177人	燕市	127人	(略)		上越市	430人	阿賀野市	100人	(略)		胎内市	72人	(略)	
市 町 村	定 数																																																						
長岡市	561人																																																						
(略)																																																							
新発田市	185人																																																						
(略)																																																							
村上市	178人																																																						
燕市	129人																																																						
(略)																																																							
上越市	437人																																																						
阿賀野市	101人																																																						
(略)																																																							
胎内市	73人																																																						
(略)																																																							
市 町 村	定 数																																																						
長岡市	555人																																																						
(略)																																																							
新発田市	182人																																																						
(略)																																																							
村上市	177人																																																						
燕市	127人																																																						
(略)																																																							
上越市	430人																																																						
阿賀野市	100人																																																						
(略)																																																							
胎内市	72人																																																						
(略)																																																							

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。